

## 病児・病後児保育利用にあたっての注意

### 利用前の注意

#### ◆ 医師の指示に従ってください

病児・病後児保育を利用するには、医師の「診療情報提供書」が必要です。

かかりつけ医を受診し、診療情報提供書を作成していただけてください。

ただし、病状により医師は、病児・病後児保育は無理と判断したり、翌日再度受診しないと判断できないとされたりする場合があります。

**病状によっては、直ちに診療情報提供書を作成していただけないことがあります。ご了解ください。**

### 利用中の注意

#### ◆ 病状によってはお迎えを依頼する場合があります

病児・病後児保育室は病院ではありません。病状によって、医療機関への受診が必要と考えられる場合などは、保護者に仕事を早退して迎えにきてほしい旨の連絡が入る場合があります。

救急車の出動を要請しなければならない事態になっても、病児・病後児保育室では、救急車に同乗できません。そのような事態に至る前の段階で連絡が入ります。

**保育室から連絡が入ったら、直ちに迎えにきていただくようお願いいたします。**

#### ◆ 仕事を休めないときに保育を利用できる便利な制度ですが、どんな病状でも利用できるというものではありません。

**正しく理解して上手に利用しましょう。**

葛飾区子育て支援部  
子育て支援課



平成 27 年 3 月 9 日作成